

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号  
氏名 株式会社石松商会  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 石松礼二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和5年4月2日  
許可の有効年月日 令和10年4月1日

## 1 事業の範囲

別表のとおり

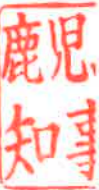
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限り。）  
なし

## 3 許可の条件

なし

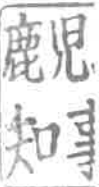
## 4 許可の更新又は変更の状況

変更許可	平成7年11月13日	
更新許可	平成10年4月2日	
更新許可	平成15年4月2日	
変更届出	平成18年5月29日	法人の代表者を「石松久壽」から「石松巧児」に変更
更新許可	平成20年4月2日	
更新許可	平成25年4月2日	
変更届出	平成27年2月9日	住所を「福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1番2号」から「福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号」に変更
変更届出	平成30年3月27日	取り扱う産業廃棄物の種類から「感染性産業廃棄物」を削除
更新許可	平成30年4月2日	
変更届出	令和3年5月11日	法人の代表者を「石松巧児」から「石松礼二」に変更
更新許可	令和5年4月2日	



5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

